

第十九号議案

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改め、同項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第六条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第七条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第八条中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改める。

第十三条第四項第三号イ中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同号イ中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同号口中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同号口中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第二十条第四号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。  
第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十五条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、  
同条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」  
を「同条第二号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、  
同条第三項中「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第三十六条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、  
同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第一号」  
を「同条第一号」に、「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、  
同条第三項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「第十九条第  
一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改め  
る。

第三十七条第二項及び第三十九条第二項中「第十九条第一項第三号」を「第十  
九条第三号」に改める。

第五十一条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、  
同条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「第十九条第  
一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第三  
号」を「第十九条第三号」に、「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」

に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第五十二条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

( 説明 )

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するとともに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。